

第3編

地域支え合い包括ケアシステム

1

地域共生社会の実現に向けた考え方

1-1 宇部市の地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の考え方

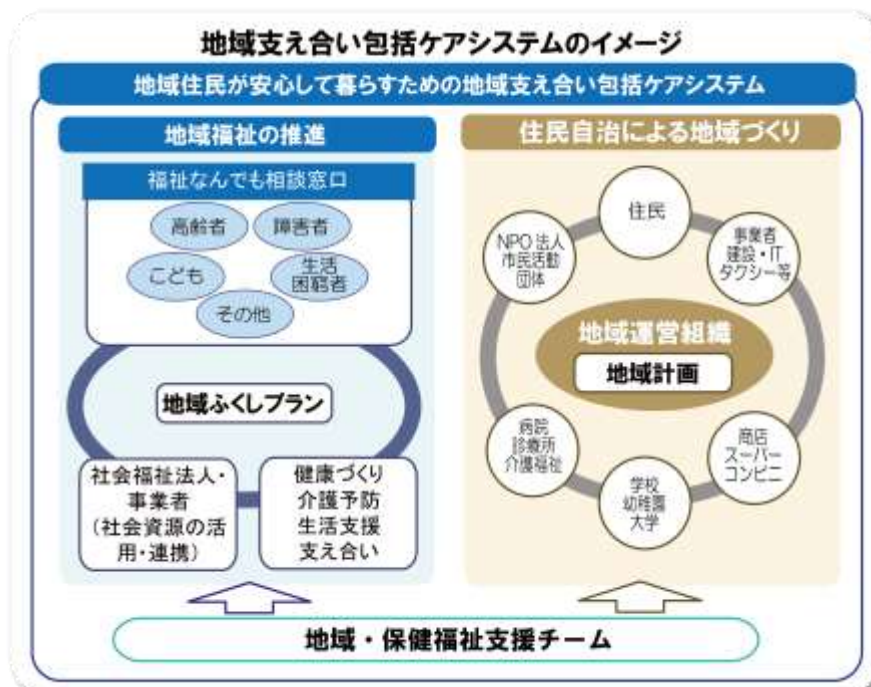
本市においては、2014 年度から国に先行して「地域共生社会」の実現を目指し、高齢者に限定せず、子どもや障害者を含む地域で暮らす全ての人を対象として、身近な地域の生活課題を自分自身のこととして捉え、相互に話し合い、支え合って、助け合う仕組みとしての「地域支え合い包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

その取組の中で、それまで中山間地域において地域の課題解決や活性化を図ることを目的に配置していた集落支援員に替えて、2014 年度からは、地域の健康づくりや子育て支援なども目的に加えて、保健師及び地域支援員等で編成した地域・保健福祉支援チームを創設し、中山間地域の北部総合支所のほか、東岐波・西岐波・厚南・原市民センターの5か所 12 校区に配置しました。さらに、翌年の2015 年度には、市内6か所全 24 校区に配置を拡大したところです。

また、2016 年度からは、市内全校区において、それぞれの地域づくりの指針となる「地域計画」が策定され、地域課題の解決や健康づくり等の活動が進められています。

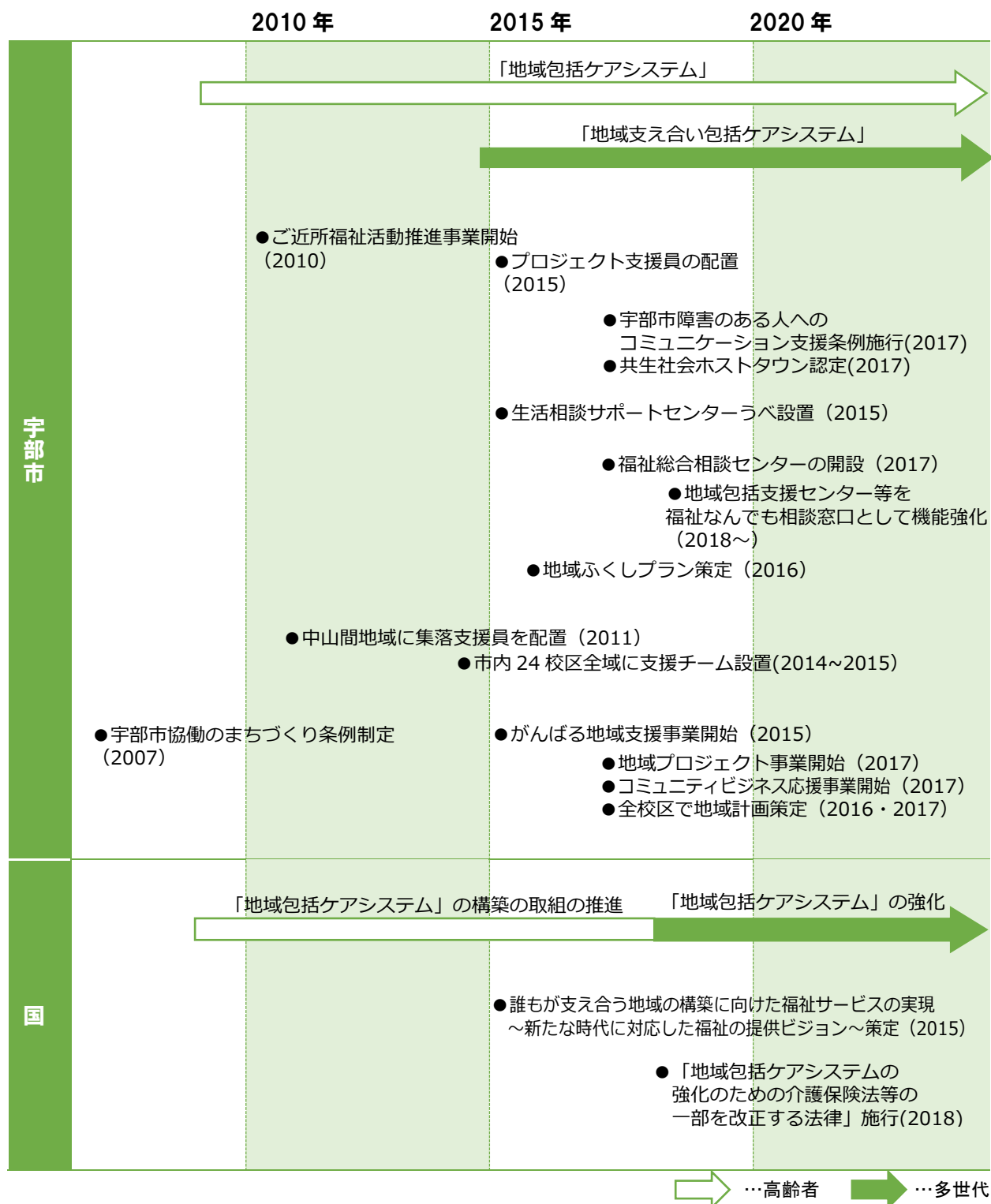
今後も、「地域支え合い包括ケアシステム」については、「地域福祉の推進」と「住民自治による地域づくり」に合わせて取り組むことで、更なる強化を図っていきます。

■地域支え合い包括ケアシステムのイメージ



1 - 2 地域共生社会の実現に向けたこれまでの取組

2007年の協働のまちづくり条例の制定や、2017年の共生社会ホストタウンの認定など、地域主体による地域共生社会の実現に向けた取組を進めてきました。



2

地域支え合い包括ケアシステムのイメージ

2-1 地域福祉の推進に関する方針

地域における住民の多様な生活課題のニーズは、隣近所での手助けで対応できるものから、福祉制度の谷間にあって対応できない問題や、経済的な貧困や心身の障害等の様々な課題が複雑に絡み合っている問題、災害時の要援護者の問題などがあります。

これらの問題解決には、個人や家族が自ら解決する「自助」、隣近所やボランティア等で支え合う「共助」、行政等による「公助」がそれぞれ必要であり、また、これら自助・共助・公助の連携によって、重層的に支え合うことも大切となります。

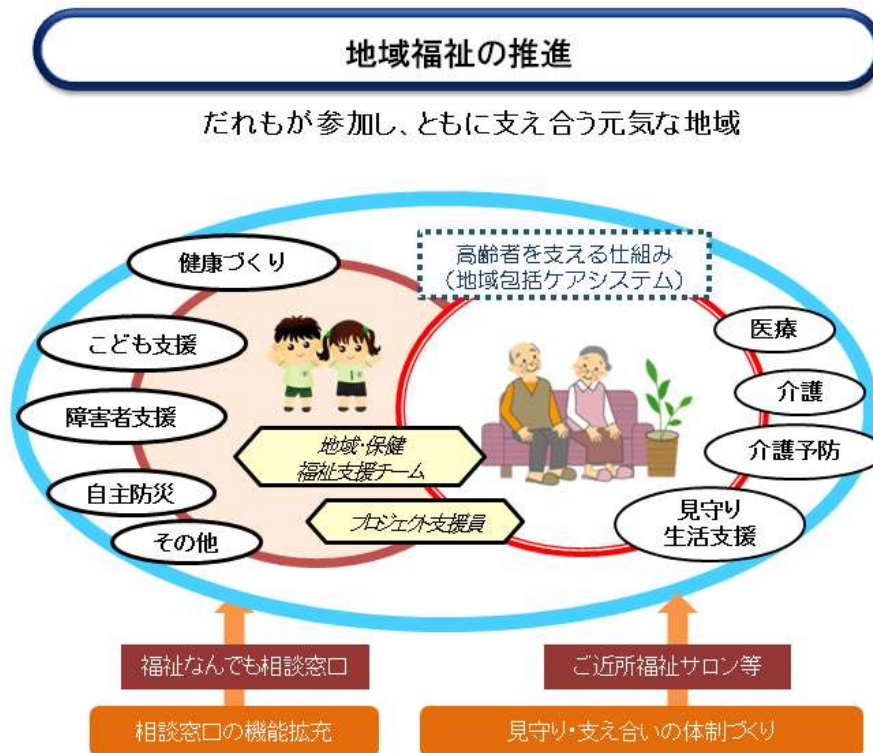
地域ふくしプランでは、市民一人ひとりが多様性をお互いに認め合い、思いやりをもって、相互に話し合い、支え合い、助け合う活動をより一層進めて、心通う元気な地域福祉の基盤をつくり「地域共生社会」の実現をめざします。

「地域共生社会」の実現に向けては、各世帯が直面する複数分野の課題等をワンストップで受け止め、必要な支援に繋がられるよう、相談窓口の機能拡充を図ります。

また、誰もが安心して地域で暮らすことができるよう、地域福祉を担う人材の育成や共に支え合う地域づくりにより、地域の見守り・支え合いの体制づくりを進めます。

これらにより、分野や世代を超え、高齢者や子ども、障害者などの多世代が地域で支え合う、地域福祉の推進に取り組みます。

■地域福祉の推進



2-2 住民自治による地域づくりに関する方針

住民自治による地域づくりに向けては、各校区において、民間事業者やNPO法人など、多様な主体との連携を図りながら、地域活動の担い手の輪を広げるとともに、地域の活性化に向けた取組等を支援することにより、自立した運営基盤の確立・強化を図ります。とりわけ、人口減少・高齢化の進行が著しい中山間地域においては、持続可能な地域づくりを進めるため、地域住民の取組を多様な主体が一体となって支援していくことが必要です。

また、各校区で策定された地域計画に基づき、地域を主体とした見守りや健康づくり等による地域課題解決や新たな魅力の創出に向けた取組を支援することで、地域計画の推進に取り組みます。

これらの取組を合わせて推進していくことで、個々の地域力の底上げを図り、住み慣れた地域で安心して暮らせる、住民自治による地域づくりを目指します。

■住民自治による地域づくり



(印刷調整用)